

講義「福島原発事故を考える (共通教育・2013年度)」の記録

■ 小幡 尚 (高知大学人文学部)

■ 松島 朝秀 (高知大学総合教育センター)

■ 武藤 整司 (高知大学人文学部)

■ 岡田健一郎 (高知大学人文学部)

■ 岩佐 和幸 (高知大学人文学部)

■ 丸井 一郎 (高知大学人文学部)

■ 原崎 道彦 (高知大学教育学部)

はじめに

2013年4月、高知大学の共通教育において、それまでになかった科目が開講された。教員7名によるオムニバス講義、「福島原発事故を考える」である。

本稿は、講義「福島原発事故を考える」について、講義を開くこととなった経緯と動機、講義の内容と受講生の反応等について記録することを主たる目的とする。さらに、講義の意義を総括し、これからの課題についても論ずる。

周知のように、2011年3月11日、東日本大震災が発生した。東北地方の太平洋岸に巨大津波が来襲し、甚大な被害が生じた。震災の影響により、福島第一原子力発電所では大事故が発生した。同所の6つの原子炉の内、1・3・4号機で水素爆発が起こり、1～3号機ではメルトダウンが起こった。この結果、破損した原子炉から大量の放射性物質が飛散し、広範囲にわたって環境を汚染した。事故直後より、原発周辺に避難が指示され、十分な準備もないまま居住地を離れざるを得ない人々が大量に生じた。また、放射能禍を恐れ、自主的に避難した人々も多かった。

福島第一原子力発電所事故（以下、事故とする）の処理をめぐる対応においては、さまざまな問題が生じた。とくに、事故の当事者である東京電力と、国策として原子力利用を進めてきた政府の対応は、多くの

人々からの強い批判にさらされた。

事故の後には、「御用学者」という言葉が人口に膾炙した。事故について解説する少なからぬ「識者」が、政府や東京電力の立場を代弁し、事故の規模をできるだけ小さく見せるようとしていると見なされたのである。これにより、研究者に対する社会の信頼は大きく揺らぐこととなった。

「御用学者」と呼ばれた人々は、原子力や放射能を研究の対象とする「理系」の研究者に多かった。それでは、「御用学者」のレッテルを貼られた者以外の研究者は事故にどう向き合ったのであろうか。研究者に求められている社会的責任を果たしたといえるのであろうか。文系・理系問わず、事故に真摯に向き合い、被災者たちを救うべく活動した研究者も一定程度いた。しかし、事故に「まったく疑問をもたない研究者、疑問をもっても黙して動かない研究者が圧倒的に多かった¹⁾」といわざるを得ない。

本講義は、事故後2年を経過した後ではあったものの、事故と事故が社会に与えた影響について深い憂慮を抱く教員によって企画され、展開されたものである。つまり、本講義においては、担当者それぞれが専門と

¹⁾ 島菌進「はじめに」(東京大学原発災害支援フォーラム・福島大学原発災害支援フォーラム『原発災害とアカデミズム 福島大・東大からの問いかけと行動』(合同出版、2013年)) p6

する学問分野の枠を越え、進行中の社会問題に対して自身の知見を示したのである。このようなタイプの講義は、現在の大学ではめずらしいものだといえよう。

本文では、新しい試みとして開講された本講義の内容を総括し、その意義を示したい。それは、大学の講義において広義の社会問題を扱う意義と可能性とを提示することともなろう。このような試みが、今後の大学教育の新たな可能性を考えるための一助となれば、望外の幸せである。 [小幡]

I 開講の経緯と講義の目的

1 開講の動機と経緯

高知大学所属の研究者においても、事故に対する反応はさまざまであった。さして関心を持たない者がいた一方で、強い危機感をもった教員も多かったと思われる。

筆者（小幡）は、事故に大きな衝撃を受け、政府による処理に大きな疑問を抱いた。衝撃を受けると同時に、原子力発電所に関する問題についてこれまで全く学んでこなかったこと、何の行動もしてこなかったことを猛省した。しかし、事故に関係する文献を乱読したり、市民団体による集会やデモへ参加したりはしたものの、それ以上の行動を起こすことはできなかった。

事故から時間が経過するにつれ、事故そのものの衝撃とは異なる問題意識が生じるようになった。その問題意識の根底にあったのは、「社会の変わらなさ」、そして「事故をなかったことにする風潮」に対する強い違和感である。

事故直後から事故による避難者の調査を実施するなど、震災と事故の社会的な影響についての研究が続いている山下祐介氏は、著書『東北発の震災論 周辺から広域システムを考える』（ちくま新書、2013年）で以下のようにいう。「未曾有の災害に対し、いままでの枠組みを超えた対応が求められている — 震災直後、そのように多くの人々がメディアを通じてそう発言していた」。しかし、「被災地以外の場所では、この間にいつしか平常へと押し戻されてしまったかのようだ。この震災は、九五年の阪神淡路大震災を超えて、『戦

後』に匹敵する大きな認識の転換点となるとさえいわれた。しかし、この社会はその後、何も変わってはいない」(p16・17)。

山下氏の言は、社会全体に対する厳しい批判である。この批判を最も鋭敏に受けとめるべきは、広い意味において社会や文化について考え発言するという責任を負うわれわれ大学人・研究者ではなかろうか。しかし、実際には、大学までもが、社会の風潮に合わせ、あたかも事故がなかったかのように振る舞うようになっていった。筆者はこのことに強い疑問を抱いた。さらに、大学人としての社会的な責任についても考えを及ぼさざるを得なかった。

事故後、大学・大学人のあり方について疑問を持ち、そのことに思いをめぐらせた関係者は少なくはなかった。事故の舞台となってしまった福島県に所在する福島大学の教員たちには、彼の地から離れた場所に住むわれわれとは比較にならぬ強さで、そのような「問い」が突きつけられたのであろう。

福島大学において原発災害支援フォーラム (FGF) を立ち上げ、そのメンバーとして活動する石田葉月氏は、論文「学者の本懐とは — なぜ福島大学原発災害支援フォーラム (FGF) が立ち上がったか」²⁾において、事故発生直後からの福島大学の動向を説明し、それに対する疑問を示した後、次のように述べる。「国立大学が、本当に公益性を重視するのであれば、巨大企業や政府の顔色をうかがうのをやめ、市民一人ひとりの目線に立ち、そうした（被曝対策の、引用者注）支援の必要性を強く訴えていかななくてはならない」(p18)。ここには、大学とその構成員の社会的な責任に対する厳しい反省がある。

筆者は、これまで述べたような問題意識から、「事故をなかったことにしない」ために、若い世代に働きかける必要があるのではないかと考え始めた。そのような行動は大学においてこそ可能であり、かつ必要であろう。

ところで、筆者の属する人文学部で、事故の直後よ

²⁾ 前掲『原発災害とアカデミズム』所収

り講義において被曝や原発のあり方をめぐる問題を取り上げていた教員がいた。倫理学を専門とする武藤整司である。武藤の講義は、「原子力」の(狭義の)専門家でなくても、事故について考え、その問題意識を学生に投げ掛けることが可能であることを示していた。

教育学部の原崎道彦(哲学)も、事故について憂慮していた教員の一人である。学内のある行事の場で筆者と会話中、原崎より「原発事故についての講義を開講すべきではないか」という考えが示された。先述のような考えを持ち始めていた筆者は、全面的な賛意を示した。これが、本講義の直接的なきっかけとなった。

筆者は、原崎のアイデアを受け、2013年度において事故とその社会的影響を受講者に考えさせるような講義を具体化することを企図した。2012年11月15日、原崎とも相談の上、武藤を始め、事故に対する危機感を持ち、「学内で何かできないか」と考えていると思われる教員に対し、次のようなメールを送付した。

「福島原発事故を考える」(仮)という授業の開講についてご相談を申し上げたく、メールを差し上げております。

2011年3月に起こりました福島第一原子力発電所事故(以下、事故とします)から1年半以上が経過しました。事故そのものの収束は全く目処が立たず、放射性物質の拡散は今も続いています。マスコミは、事故の原因や責任の検証を不十分なままに放置するのみならず、同事故に関する情報をほとんど報じなくなっています。テレビと新聞だけを見ていると、事故などなかったかのような錯覚に陥ります。

本学の学生たちも例外ではありません。自分たちの将来に大きく影響するであろう事故について彼ら・彼女らは無知のままです。彼らの責任がゼロだとは思いませんが、主に責を負うべきは同事故について考えさせようとする「大人」の側だと思います。何らかの形で、事故と事故後の社会について「若者」に考えさせるのが大人、とくに教育者としての責務ではないでしょうか。

ある機会に原崎先生(教育学部)とお話している

際、「共通教育で原発事故に関する授業を開講する必要があるのではないか」とのご発言がありました。私としては、上記のような問題意識から諸手を挙げて賛成し、一緒にことを進めることになりました。次年度のカリキュラム編成の確定も間近な昨今、このプランをなんとか具体化したいと思い、お声をおかけしている次第です。

以下、授業の内容について若干の愚見を述べます。本学に、直接的に事故や原子力等を専攻されている先生はおられないと存じます。しかし、それぞれのお立場で問題意識を抱き、さまざまな情報をリサーチされておられる方は多々おられます。上記に述べましたように、学生に対して、できるだけ多くの情報を与え、それを元に考えることを促すことが最も必要であると考えています。専門のお立場から事故について考えることももちろん必要ですが、もう少し広い観点からでも講義は可能ではないでしょうか。学生にはないメディアリテラシーと教養、社会に対する知見等を用いて情報を提供し、その上で学生といっしょに考えることができる先生は多々おられるでしょう。

本学において、事故についてさまざまにお考えの先生方が集まり、順次ご自身の知見を講じ、学生とともに考える講義を展開することは十分可能であり、かつ必要であると考えます。(後略)

この「呼びかけ」に、筆者の初発の意図が明瞭に示されている。これに呼応した5名の教員と原崎及び筆者により、本講義の具体的な準備が始められた。ただし、このプランに賛意を示したのは5名のみではない。諸事情により講義を担当するまでには至らなかったものの、賛意を示し講義に参加することを検討した教員も複数いたのである。 [小幡]

2 講義の意図と目的

講義に参加することを決定した教員による何回かの打ち合わせを経て、2012年11月末には、下記のような講義概要がまとまった。

2011年3月に起きた福島第一原子力発電所事故(以下、「事故」とする)は、国際基準においてチェルノブイリ原子力発電所事故(1986年)と同等の「レベル7」と評価される深刻な事故であった。現在、マスコミによる「事故」の報道は少なくなり、「事故」そのものが忘れられたかのような雰囲気も漂っている。しかし、福島第一原子力発電所は「壊れたまま」であり、発電所の周辺に住んでいた人びとの避難や放射性物質の拡散は今も続いている。

また、「事故」の影響は広範囲に及ぶ。「事故」は、直接的にさまざまな被害を生じさせただけでなく、現代社会がかかえるさまざまな問題を顕在化させた。「事故」は事故そのものを中核とする、現代日本最大の「社会問題」として把握することができる。

「事故」の影響は今後も長く続くと予測される。本学の学生たちの将来にもさまざまなかたちで影響を与えていくこととなる。ところが、学生たちの「事故」に対する関心や理解は十分とはいえないのが現状である。学生たちに「事故」についての基礎的な情報を提供し、「事故」がはらむさまざまな問題について考えてもらいたい、というのが本講義を設定する基本的な動機である。

本講義は、「事故」に対し強い問題意識を抱く教員たちによるオムニバス形式で展開する。本講義の目的は、各教員が講義においてそれぞれの知見を提示することによって、「事故」についてできるだけ多角的に考察することである。そのため、「事故」とその社会的な影響、「事故」を考えるために必要なさまざまな事象について広く講ずる。

現在のところ、おおよそ次のような内容を扱う予定である。まず、「事故」の経緯と現状について整理する。その後、「事故」に関する諸文献を紹介し、それを論評する。さらに、「事故」を扱ったドキュメンタリー映画を鑑賞する。個別の講義としては、『民主主義社会の理論』から原発事故の責任をめぐる問題を考える・『事故』の倫理的問題・『事故』の法学的考察－原発の規制・被災者への補償など・「原発と地域経済」・「ドイツにおける原発事情」等を予定している。

講義全体が、われわれの前にある巨大な「問題」である「事故」について、教員と学生が共に学ぶ「場」となることを目指したい。さらに、本講義が、学生がにとって「3.11」後の社会に生きることを意味を考える一つのきっかけとなってくれば大成功であるといえよう。

題目・担当者および上記の概要を記した文書を、共通教育委員会社会分野分科会長へ提出し、開講の認可を求めた。ほどなく、同分科会から許可を得ることができた。ここに、本講義の開講が決定した。

この後、講義内容と、開講時間や評価の方法など講義の運用に関する実務についての検討が始まった。後者は、思った以上に難航した。複数の教員が担当するために、全員が空いている時間がほとんどなく、月曜日の3時限(13:10～14:40)に決定せざるを得なかった。大学全体で有機的なカリキュラム編成ができていない事実を突きつけられた形となった。

成績の評価については、検討に際しておおよそ次のような議論があった。事故について少しでも関心を有している学生に参加してほしいという観点から、極端に厳しいものにするのは好ましくない。しかし、ただ単に出席していれば単位を取得できるといった「受け身」型の講義では、「考える」という目的が達成できない。検討の結果、「担当者ごとに『授業を聞いて考えたこと』をテーマとするレポート(800字程度)を提出してもらう」ことを原則とする、ということに落ちついた。

講義内容については、これまで述べたような目的、とくに「事故が大きな社会問題である」という認識の共有を前提としながら、各自の裁量に任せた。もちろん、内容に極端な重複がないことなどについては確認した。また、受講生に、事故の概要などの最低限の知識を得てもらおうもらうため、山口幸夫『ハンドブック 原発事故と放射能』(岩波ジュニア新書、2012年)をテキストとして指定することとした。

このような検討を経て、次のような授業日程が確定された(各自の授業内容については後述)。

- 第 1 回 (4/15) ガイダンス
- 第 2 回 (4/22) 小幡
- 第 3 回 (4/30) 映画鑑賞
- 第 4 回 (5/9) ゲストスピーカーによる講話
- 第 5 回 (5/13)・第 6 回 (5/20) 松島
- 第 7 回 (5/27)・第 8 回 (6/3) 原崎
- 第 9 回 (6/10)・第 10 回 (6/17) 武藤
- 第 11 回 (6/24)・第 12 回 (7/1) 岡田
- 第 13 回 (7/8) 岩佐
- 第 14 回 (7/14)・第 15 回 (7/22) 丸井

[小幡]

II 講義の記録

1 ガイダンス

2013 年 4 月 15 日、講義「福島原発事故を考える」は始まった。初めての試みであったため、履修者の数は予想できなかった。少ないのでは、という心配もあったが、それは杞憂に終わった。1 回目の講義には 200 名近くの受講生が参加し、学内で最も大きい講義室の一つを使うこととなった。

結局、188 名の学生が履修登録を行なった。内訳を簡単に見ると、次のようになる。学年は、1 年生 60 名、2 年生 58 名、3 年生 41 名、4 年生 27 名、留学生 2 名である。学部を見ると、人文学部 58 名、教育学部 15 名、理学部 67 名、医学部 25 名、農学部 19 名、土佐さきがけプログラム 4 名となっている。学年・学部ともに、大きな偏りはなく、広く受講生を得ることができたといえよう。

本学には「オープン・クラス」と称する制度がある。この制度は、学内で開講している講義を、一般の方が受講することを認めるものである。本講義にも、6 名の受講生があった。月曜日の 13:10 よりという時間に 6 名の参加があったことは大きな意味があろう。本講義のテーマは、社会の関心も高いということがうかがわれる。

さて、講義 1 回目のガイダンスは、担当教員全員の参加という形式で行なわれた。壇上の椅子に 7 人の教員が着席し、講義は開始された。

冒頭では、小幡よりシラバスの内容、とくに、今後の講義の進行と、評価の仕方等について説明がなされた。また、各教員が自身の講義の内容について簡単に解説した。

その後、「イントロダクション」として、小幡が自身で作成したプリントに従い、講義の意図について説明した。

はじめに、「事故は収束も解決もしていない」ことを確認した。既に紹介した山下佑介氏の言や、福島大学の荒木田岳氏のインタビュー³⁾を紹介し、事故とその影響が現在も進行中の事態であることを強調した。

次に、「大学・大学人（教員・研究者）・学者はどうすべきであったか。どうすべきか」という問題を提起した。既に述べた石田葉月氏の論考を紹介し、いわゆる「御用学者」に止まらず、大学人一般が事故に際し十分な社会的責任を果たしたのかどうかは疑問である、ということを説明した。

また、宗教史家・島菌進氏の著書『つくられた放射線「安全」論 科学が道を踏みはずすとき』（河出書房新社、2013 年）を紹介し、同氏が理系だけではなく、文系の研究者の責任をも問うていること指摘した。また、同書の次の一節を、そのまま紹介した。

科学と社会の関わりのあり方をめぐって、人文社会系の研究者、とりわけ人文学・哲学思想分野の研究者がなすべき仕事は多い。それをなすための基盤が整っているというにはほど遠い現状だ。この状況を改善していくことは日本の人文学・哲学思想分野の研究者に課せられた重い責務と考える。(p260)

「イントロダクション」の後、「ミニ・シンポジウム」のような形式で、担当教員全員が「大学・大学人の責任」について議論した。各人からは、事故や原発に対しての強い問題意識、そしてそのような意識を抱くようになったきっかけなどが、これまでの人生経験も踏まえながら、率直に述べられた。受講生には、本講義

³⁾「福島大学准教授荒木田岳さんに聞く 『脱原発』ではなく『脱被曝』を」(『週刊金曜日』933、2013/3/1)

のモチーフの背景にある「思い」がよく伝わったと思われる。

しかしながら、時間が少なかったこともあり、有機的な議論ができたとはいいい難かった。次の機会には、十分な時間を確保した上で、担当教員による（本格的な）シンポジウムや、受講生からの質問や意見を徴した議論などを試みてみたいと考えた。

この回の講義は、「原発のコスト」についての研究で知られる大島堅一氏の著書『原発はやっぱり割に合わない 国民から見た本当のコスト』（東洋経済新報社、2013年）の次の一節を紹介し、終了した。

「私たちは何をどのようにしていけばよいでしょうか」

これは、私がいろいろなところでお話するとき、必ずといってよいほど出される問いです。人生がそれぞれであるように、その答えは1つではないでしょう。

私は、こう思っています。つまり、「私たちは何をどのようにしていけばよいでしょうか」と問うのは、私たちの子や孫たちから、「あのとき、あなたは何をしたのか」と問われていることと同じだと。

そこで、これからは皆さん一人ひとりに考えていただきたいのです。そして、それぞれの考え方や生き方で、未来に向けて「責任ある関与」をしていただきたいと思います。そこにこそ、最悪の原発事故を経験した今の私たちに残された唯一の希望があると私は信じます。深刻な原発事故が起こった事実を変えることはできませんが、将来は、私たちの手に委ねられているのです。(p215・216) [小幡]

2 事故とその影響の概略、事故に関する文献案内

この回は、「福島第一原子力発電所事故の概略」と「福島原発事故を考えるための文献案内」の二つのテーマを講じた。

受講生たちは、事故について一定程度の関心を持っていると思われるものの、その複雑な様相を十分に理解しているわけではない。それは、受講生たち自身の問題もあろうが、社会にそのような情報が十分に行き

渡っていないという理由も大きいと思われる。

講義の前半では「概略」として、プリントに基づき事故発生後の経過についてその概略を説明した。プリント作成の主たる素材として、東京新聞原発事故取材班『レベル7 福島原発事故、隠された真実』（幻冬舎、2012年）を使用した。解説に際しては、テキストも参照した。また、事故による放射能汚染の状況については、早川由紀夫氏（群馬大学）の『福島第一原発事故の放射能汚染地図』（八訂版、2013年2月）を題材として解説した。

事故の全貌が明らかとなっていないこともあり、「事故の概略」を説明するのは非常に難しかった。「何があったのか」を中心に据えた、若年層向きの書籍や映像作品が増えていくことが期待される。

講義の後半は「文献案内」とした。この回のレポートは、受講生それぞれに事故関係書籍を1冊以上読むことを課すというものであった。講義はそのための「案内」とした。

このような課題を設定した理由は以下のようなものである。筆者には、事故以前から学生に対し社会現象を扱ったノンフィクションや評論を読んでもほしいという思いがあった。学生の「本離れ」は事実であるが、小説などのフィクションを読んでいる学生は少ない。しかし、ノンフィクションを読む習慣はほとんどないように見える。この講義をきっかけとして、社会問題を扱った書籍を読む習慣を付けてほしい、と考えたのである。

もう一つの理由は、本を読まなければ事故について学ぶことが実質的に不可能である、というものである。事故に際し東電や政府は「情報を隠蔽し、誤った情報を流し続け」ていた上⁴⁾、3.11以後「報道が機能不全」となり、「新聞やテレビを中心とした『報道』のあまりにも惨めな醜態に、被災者だけでなく、読者・視聴者は激しく落胆し、怒」った⁵⁾。テレビや新聞等のマスコミ報道のみでは、事故の実相に触れることは不可

⁴⁾ 日隅一雄・木野龍逸『検証 福島原発事故・記者会見 東電・政府は何を隠したのか』（岩波書店、2012年）p8

⁵⁾ 鳥賀陽弘道『報道の脳死』（新潮新書、2012年）p7～10

能なのである。事故を知るためには、少なくとも、優れたライターによるルポや評論、あるいは関係者の手による体験記、明確な問題意識の下に叙された学術的な文献などを読む必要がある。

講義プリントでは、「何がおこったのか」「どのように伝えられたのか」「何がおこっているのか」「どのように伝えられたのか」「事故はどこまで検証されているのか」「社会にはどのような動きがあったのか」「これまで何があったのか」「これから何が起こるのか」のコーナー毎に書籍を紹介し、その特徴や興味深い点などを提示した。

事故をめぐる書籍を網羅すべく、できる限り多くの書籍を紹介したので、その「選択」にはとくに独創性はない。若干のオリジナリティがあるとすれば、事故の「語られ方」を分析し、その問題を別括した安富歩・影浦映両氏の著作⁶⁾の紹介に、やや多くの時間を費やしたことである。事故そのもののみではなく、事故を伝える言葉にも多くの問題が存していたことを伝えなかったのである。

レポートの対象とする書籍のリストは、SOULS（高知大学人文学部オンライン学習支援システム）の小幡のページ⁷⁾に掲げた（プリントで紹介したものも含む）。この『『福島原発事故を考える』文献リスト』は、講義期間中、適宜情報を更新した。また、講義が終了後も、更新を継続している。とくにアクセス制限を設けていないので、現在も誰でも参照できるようになっている。

レポートの締め切りは、7月25日、すなわち本講義終了後に設定した。講義を受講しながら、関係書籍を読み、複雑な事故の様相についてゆっくりと考えてほしかったからである。

締め切りまでに120名の受講生が課題を提出した。全般的に真剣に課題に取り組んだことが分かるレポー

トが多かった。選択した書籍にとくに偏りはなく、受講生の関心の広さがうかがえた。書かれた内容も、事故について理解しようとする姿勢が感じられ、好感が持てるものが多かった。

残念な点もあった。まず、複数の書籍を読んだ受講生はごく僅かであった。積極的な取り組みを期待し、「1冊以上」としたのだが、ほとんどが1冊に終わっていた。また、読後感や、本の内容に対する検討に平板なものが多かった。「勉強になった」「今まで知らなかったことを知ることができた」といった文言が多かったことに表れているように、本の概要の理解に止まり、批判的に考えたり、複数の見解を比較対照したものはほとんど見られなかった。また、少数ではあるが、本の内容をほとんど理解することができなかったのではないかと疑われるものもあった。

この回の「読書レポート」は、「考える材料を提供し、一緒に考える」という本講義の姿勢に適ったものであり、一定の成果もあったと考える。しかし、受講生の読書習慣の乏しさもあり、当初想定したほどの効果があったとまでは言えない結果となった。今後も、さまざまな機会を捉えて、事故に限らず、社会に対する関心を喚起するような書籍を読むよう学生に働きかけていく必要がある。

3 「内部被ばくを生き抜く」(2012年)の鑑賞

この時間は、鎌仲ひとみ監督のドキュメンタリー映画「内部被ばくを生き抜く」を鑑賞した。

鎌仲監督は、映画「ヒバクシャ―世界の終わりに」(2003年)を始めとして、「六ヶ所村ラブソディー」(2006年)・「ミツバチの羽音と地球の回転」(2010年)など、原子力と人々の関わりを主題にしたドキュメンタリー映画を次々に世に問うてきた。著作も多い。とくに注目されるのは、広島で軍医として被爆した経験を持つ医師・肥田舜太郎氏とともに、放射性物質を体内に取り込んでしまったことにより、長期にわたって身体のなかから放射線を浴びる「内部被曝」について論じた『内部被曝の脅威 原爆から劣化ウラン弾まで』(ちくま新書、2005年)である。鎌仲氏は、事故の前

⁶⁾ 安富歩『原発危機と「東大話法」 傍観者の論理・欺瞞の言語』(明石書店、2012年)・同『幻影からの脱出 原発危機と東大話法を越えて』(明石書店、2012年)・影浦映『3.11後の放射能「安全」報道を読み解く 社会情報リテラシー実践講座』(現代企画室、2011年)・同『信頼の条件 原発事故をめぐることば』(岩波科学ライブラリー、2013年)

⁷⁾ <http://souls.cc.kochi-u.ac.jp/?rf=4676>

から、内部被曝という問題について警鐘を鳴らしてきた数少ない人物の一人である。

「内部被ばくを生き抜く」は、鎌仲監督が事故後に撮影した作品である。監督は言う。事故により「放射性物質は環境に溶け込み、生態系に入り込んだ。呼吸や汚染された水・食品を通じて引き起こされる内部被ばくは、この時代に生きる私たち全員の問題となった。これからいったい何が起きるのか、正確に予測できる人は実はいない。ただできることはありとあらゆる情報と可能性を吟味して、『命』を守る努力をするということだ。放射能は様々な局面で『命』の脅威となりえる。私たちは生き抜かねばならない、そのためのささやかな助けとなればとこの作品を作った」。映画では、「実際に被ばくに関する医療活動を継続してきた4人の医師にこれからどう対処していけばいいのか」問うている。また、「福島・二本松に生き続けることを決めた一家」の日常を追い、事故後の福島に住むことの悩みや苦悩を描いている⁸⁾。

鑑賞に際しては、簡単なレポートを課した。「感想・疑問・考えたことなどを自由に記」すものとし、提出は任意で、評価の対象とはしなかった。提出した受講者は全体の3分の1程度であったが、いずれも真摯に感想を記していた。

感想で最も多かったのは、「政府の『原発事故は収束した』という言葉を信じてしまっていた」「これまでは他人ごとのように感じていた」など、事故に対する無知を自覚し、その重大さをようやく理解した、というものである。映画に強いインパクトを受けたことが分かると同時に、事故に関する情報が社会へ十分に行き渡っていない現状を再確認することとなった。

また、「外部被曝」と「内部被曝」の違いが分かり、内部被曝の怖さを知った、というものも多かった。映画の中では、これらの概念の説明が丁寧になされており、その内容が十分に伝わったようである。

⁸⁾ 『内部被ばくを生き抜く』公式ホームページ (<http://www.naibuhibaku-ikinuku.com/>) より。

「毎日毎日放射能におびえて暮らし、我が子の健康を不安がる心労、そしてそんな親の姿に心を痛める子どもたちの心労」に思いを寄せたものも多かった。事故の具体的な影響と、その社会的な広がりについて、それまで以上に強いイメージを持つことができたようである。

総じて、この映画は、受講生たちにとって、事故とその影響をより身近により重く考える大きな契機となったとすることができる。講義の初めの方で鑑賞したことは、後の講義を聴講する上でも、よい効果を生んだのではないかと考える。

尚、上映に利用した同映画のDVDは本学図書館（中央館）が所蔵しており、館内で鑑賞できることを付言しておく。 [小幡]

4 芳賀治恵さんのお話

この回は、ゲストスピーカーとして芳賀治恵さんを迎え、「事故の記憶」「福島の現状」等について語ってもらった。芳賀さんは、事故のため、福島県から高岡郡四万十町に避難している「三児の母」である⁹⁾。高知に移住されて以降も福島のために積極的に活動されており、その様子は地元紙に何度も取り上げられている。「あの震災以来、全国各地に二年以上過ぎた今でも、尚福島に帰ることができずに避難し続けている人々がいることを知ってほしい」という「思い」から、われわれの無理な依頼を引き受けてくれた。

芳賀さんの話は、次のような「仮定」を受講生に告げることから始まった。「高知で大地震が発生した。津波警報も出されている。しかし、携帯電話などの情報器機は使えず、状況はよくわからない。テレビは愛媛県の伊方原子力発電所が水素爆発を起こしたことを伝えながら、『大きな問題はない』という。避難する人たちが次々に高知県内に入ってくる。十分な情報がないまま、混乱は続いていく。……」 芳賀さんは、「地

⁹⁾ その事情の一端については、芳賀「新たな出会いをたぐり寄せ——福島から高知に避難して」(近藤和子・大橋由香子編『福島原発事故と女たち——出会いをつなぐ』(梨の木社、2012年))を参照。尚、受講生には事前にこの論考を配付し、読んでおくように指示してあった。

震による伊方原発事故発生後の高知」を詳細に設定する。その上で、「その時、あなたはどうか」と受講生たちに尋ねる。今ここで、福島で起きたことと同様の事態が起こった場合に「あなたはどうか」と問い、それを考えることで事故が「他人ごと」ではないことを実感させようとしたのである。

その後、芳賀さんは、スライド写真を示しながら、2011年3月11日以降の体験について語った。その日、芳賀さん一家は「福島第一原発から約80キロ離れた福島県南部の矢祭町から、3月末には原発から約30キロほどの場所へ、親との同居を決め購入したばかりの新たな土地へ、転居の予定で荷造りをしているところ」だった¹⁰⁾。

強烈な揺れで震災は始まった。すぐに、津波と原発事故の情報が入ってくる。しかし、その情報は十分なものではなく、考える材料も乏しいまま、大きな不安を抱えながら次の行動を決めていかなければならなかった。

14日夜に車で福島から避難した。15日の朝に静岡のコンビニで新聞を入手し、そこで初めて爆発した原発の写真を見たという。その後、各地に暮らしの場を探した。福島から、そして全国各地にある50基の原子力発電所よりできるだけ遠いところを探した。

高知での暮らしを始めてからも、事故もその影響も収まったわけではないのに、彼の地以外の人々が普通に日常生活を送っていることに違和感を感じ続けている。福島の現状についての情報が伝わってこないことによって、自分達だけが別世界に住んでいるような感覚に襲われる。

つらい体験と現在の所感を語った後、「あたりまえの状況が破壊されてしまった場所がある」ということを知ってほしいという思いを受講生に伝える。そして、日本の社会が「あれほどのことが起こっても何も変わらない」ことへの失望を述べ、「静かな加害者にならないでください」と、黙していることによって結果的

高知大生 原発と向き合う 被災者ら招く講義に190人

福島の事故 軽くみていた

〈福島原発事故を考える〉。そんなタイトル
の講義が今春、高知大学に開講し、学生約190人
が東京電力福島第一原発事故の影響を多角的に
学んでいる。移住を余儀なくされた人の思い、
今も日常生活を脅かす放射性物質の実相：原
発事故は何を問いつけたのか、自分たちは今後
を考えないといけないのか。「原発」と向き合
い、その答えを探っている。

(安岡仁司)

「福島原発と同じようだ。被ばくを避けるために
な事故が伊方原発で起こりました。皆さんどうし
ますか」
朝倉キャンパスの中で「ここを離れましょ」と集
も収容人数の多い共通教 育棟の講義室、教壇から
学生たちにそんな「仮 定」を投げ掛けたのは、
教壇でも、准教授でもな
い。
原発事故まで福島県災 祭町に任んできて、事故 の2カ月後、高岡郡四万 十町に家族5人で避難し ってきた芳賀治恵さん(39) だ。...

学生を前に講演する芳賀治恵さん
(写真はいずれも高知市の高知大朝倉キャンパス)



芳賀さんは憤りを抑えに基本的な知識を知って
るように、努めて淡々と「ほしい」と思った。賛同
訴える。学生は熱心にメモした放射線や法律などに
毛を取る。集中して聞き 入る。雑談は一切聞か
ない。
この講義は、人文学部
の小幡尚准教授や教育学
部の原崎道彦教授らが計
画した。「福島原発事故
は大きな社会問題。学生
財が守られず、人の流出
が...

福島県からの避難者の言葉に耳を傾け、原発
事故の影響を考える学生たち



芸能文化の継承も困難な
状況を考える「事故と文
化財」。海外のエネルギー
政策や価値観を学ぶ
「ドイツ脱原発の背景」
。テーマは幅広く、約
190人の受講は学内でも
並ぶ。

「原発事故をこれだけ
人ごとのように振る舞っ
てきたか痛感した。四国
の原発でも同じ事が起き
ればつらいはず。恥ずか
しい」
〈原発事故の影響はず
つと続いていくことを分
かっていたのに、なぜか
日本だから(深刻な状況
にはならず)大丈夫だろ
うと思ってしまうとい
った〉
講義で聞いたことを
心に刻みつけ、自分で
できることを必ず形に、行
動にしていきたい。
小幡准教授は語る。
「東電による補償問題
なども含め、事故は今
も続いている。多くのさ
まざまな事象を学び、目
分なりに原発の在り方を
考えてほしい」

¹⁰⁾ 前掲論考 p51

に加害者になってしまうことにならないように訴え、話を終えた。

事故が起きたその地において何が失われたのか、という問題を深く考えさせる重い話であった。そして、その失われたものとは、われわれが普段は気にも留めないような、当たり前のものであったのであろうことを強く感じた。

この日の講義の様子は2013年6月5日付『高知新聞』に「高知大生 原発と向き合う 被災者ら招く講義に190人」と題する記事に詳しく紹介された(p9)。安岡仁司記者による記事は、芳賀さんの話しを丁寧に紹介した上、講義そのものを好意的に紹介するものであった。

この回でも、「内部被ばくを生き抜く」鑑賞と同様に、提出任意のレポートを課し、40名が提出した。全般的に、芳賀さんの話を重く受けとめたものが多かった。それまでよりも事故を自身に引きつけて捉える契機となったのではないかと考えられる。ただし、悪意はないものの、まるで他人ごとのような調子の「感想文」もあった。他者の過酷な体験を理解することの難しさも示していたといえる。ともあれ、さまざまな体験を知ることが、事故そのものを考える前提であることは間違いない。今後も、多くの方の多様な体験を学生に伝えていかなければならないと考えた。

本項の最後に、改めて、つらい記憶を語って下さった芳賀さんに深い謝意を表したい。 [小幡]

5 放射能の基礎知識・事故と文化

(1) はじめに

去る2011年3月11日午後2時46分に日本の東北地方を巨大な地震が襲った。その衝撃的な現実、全ての日本人が改めて自然災害の脅威を再認識した。しかし巨大地震はこれで終りではなく、東日本大震災の地震の規模を遥かに上回る南海トラフ巨大地震が近い将来発生することが高い確率で予想されている。驚異的な自然災害を身近な問題として直面せざるを得ない私達は、一体どのような心持で過ごしていけばいいのだろうか？

文化財の調査を専門としている私は、日本人の自然災害に対する危機感を考えるとき、「諸行無常」と言う仏教用語を思いださずにはいられない。「この世の存在はすべて、姿も本質も常に流動変化するものであり、一瞬といえども存在は同一性を保持することができない」というものである。これは仏教から来ている世界観だが、日本が世界的な一大仏教国であることを差し引いても、この「無常」という考え方は、宗教とは少し違った意味で、日本人特有の精神性として古来変わることなく引き継がれてきた。「存在は同一性を保持することができない」という視点は、言わば「諦めの世界観」とも言える。「人が自然の流れに逆らっても所詮は無駄」なことだという考え方なのだが、日本人はそのような諦めの中に、むしろ積極的に美のあり方を見出してきた。

私は特に文化・風習にこの世界観を感じてきた。堅牢な石造りの建物や都市を作り出した欧米の民族とは違って、朽ちやすい木造の家屋に住み朽ちては直すことを繰り返してきた日本人には、どこかに諦観、断念を美しいとする意識があると感じる。脆弱な材料を用いて描かれる日本画や、扱い方を考慮しなければたちまち美しさが損なわれてしまう漆器など、緻密で繊細な作品の様相を見ていると、それらは意図的に未来永劫に存在するものを造形しようとする意欲を欠いているようにさえ思えてくる。先人たちは、芸術だけが世の中の無常迅速の例外であるわけではないと感じとっていたのかどうかは分からないが、きっと滅び去ることも厭わないその意識が根底にあるからこそ、日本の美意識は世界中で認められ賞賛されているのではない。また、四季が豊かである日本では、私達は春になれば桜を、夏には蛍を、秋になれば紅葉に心を動かされる。それは、美しさの盛りが通り過ぎ消え失せていく儂い生命に、尊さと安心を見出すことも、一つの理由なのではないか。

このような日本人の精神性に、果たしてこれまでの自然災害が影響を及ぼしているのか、確かなことは言えない。しかし私たちが次々に押し寄せる自然災害を乗り越え、ある意味では「仕方がないもの」として受け

入れ、被害を集団的に協力し克服するように生きてきたのは確かである。あるいはその体験が、私たちの日本人の美意識にも影響を及ぼしたかもしれない。

今回の大地震と合わせて発生した福島原子力発電所の事故は、日本人のみならず世界中の人々が激しいショックを受けた。その被害の規模の大きさに無力感を抱き、日本国家の将来に不安さえ感じた。数万に及ぶ数の人々が、原子力発電所の周辺地域から立ち退きを余儀なくされた。そこに住んでいた人々はもう二度と、その地に戻れないかもしれない。なぜこのような悲惨な事態がもたらされたのか、原因や理由はほぼ明らかで、その内容は各稿に委ねるが、このような歪んだエネルギー政策やその構造の存在をこれまで許してきた、あるいは黙認してきた私達自身は強く反省しなくてはならない。何故なら、今回の震災と合わせて発生した福島原発事故の事態は、私たちの倫理や規範に深くかかわる問題であるからだ。

壊れた道路や建物を再建するのは、それを専門とする人々の仕事になる。しかし損なわれた倫理や規範の再生を試みるとき、それは言葉を専門とする私達教員、また学生らの仕事になる。私達は実直に倫理や規範と、言葉とを連結させなくてはならない。

この作業に大学はどのような形で貢献できるのか、またその責任と使命とは何か？ またこの現実をもって学生達は何を学ぶべきなのか？ その一つの答えとして言えるのは、危機に満ちた脆い現実世界にありながら、それでもなお生き続ける決意、前向きな精神性を研ぎ澄まし、自身の客観的でありながら主観的である価値観を養っていくことである。それが学生に大学人である我々が求める重要な「学び」なのである。では何を持ってこの価値観を養っていけばいいのか？ 私は「福島原発事故」を考えることにその道標があると考える。次世代の人間がこの問題を真摯に実直に捉え考えること、また行動として示すことが強く求められていることは明白である。

本節では、第5回「放射線とは？ 放射線の基礎知識」、第6回「事故と文化財」の講義の内容を要約して示す。放射線についての基礎知識は、原発事故以降、

さまざまなメディアで取り上げられ、書籍やインターネットで容易に学ぶことが出来る。よって本稿では、講義終盤で説明した自然科学を迫及する者が、放射能と健康被害の「因果関係」についてどのように考えなければならないのか講義した内容を記す。第6回では文化財の放射能被害に対するリスクマネジメントについて、その具体的な内容を記した。

(2) 第5回「放射線とは？ 放射線の基礎知識」

講義内容を以下に示す。

- ①原子力発電と日常における放射線利用の根本的な相違を理解する
- ②被爆と被曝の違い
- ③放射線とは？ その危険性
- ④身の回りの放射能及び放射線
- ⑤これまで放射線がもたらした発見と社会生活への貢献
- ⑥原発を継続して稼働させる危険性について
- ⑦科学技術者の倫理

①～⑥までの内容は、上記で述べたように原発事故以来、様々な書籍が入手出来るようになった。事故以降に出版されたものは、その殆どが十分に各項目に関して端的に正しく解説している。本講義では、前掲テキスト『原発事故と放射能』を紹介して説明を行った。

ここでは、⑦の科学技術者の倫理について、科学者は放射能と健康被害の「因果関係」にどのように関わるべきなのか、講義した内容を以下に記す。

因果関係の追求は自然科学の一般的な概念である。しかし、実験室を離れ社会現象の解明となるとその条件はあまりにも多く、まして社会現象を実験するなど人倫的に許されるものでない。つまり、社会現象の因果関係を単純に割り切ることはできない。にもかかわらず、なお因果に固執する社会の気風は一向に衰えない。しかし、複雑・曖昧な現象に対しては「因果関係らしい」ものをほどほどに望みながら研究を進めるという立場もあるわけで、厳格に関係を追求するため条件を厳しく設定してしまえば、その研究は生産的でなく、実情にそぐわない研究になってしまう恐れがある。社会現象では、「なぜこうなったのか」という説明を

求められることが多々ある。「近年、日本の教育現場が荒廃したのはなぜか」という問いを思い浮かべると分かりやすいかもしれない。理由らしいものを挙げれば数限りなくあるが、それを挙げたところで全員からは承知してもらえない。さらに最も重大な原因は何かと因果関係を要望されるが、考えることが出来ても実験し直すことは不可能なので水掛け論に終わってしまう。

よって、現状（結果を）を諸データ（物事の推論の基礎となる事実）によって表現し、これが改善される方策を過去の分析から多面的に考える。現状がデータによって表現されることを目指し、結果がデータによってどう変化するか追求することが望ましいのではないか。

因果関係の追求はマクロ（巨視）的なものを分離し、次第に単純なマイクロ（微視）へと一方向的に分化させていく。人間の生体や病症理解のためにマイクロの世界に入り込み、さらに物理学、化学にまで分解される。そこまで研究が進み仮に因果関係がわかったとしても、人間は物理的な要因だけで病にかかる訳ではなく、意思や感性など複雑な諸要因が絡み合っている。もとの人間生体の有機的現象に戻して役立つことは不可能であるように思える。しかし、これが科学の進んでいる大道であることが、科学者の一部が放射能と健康被害を容易に認めたくない、又は口を重く閉ざしてしまう要因の一つである。如何ともし難いが、「マクロはマクロなりに考えて有用な情報を取り出す、必ずしも因果関係にとらわれない」ことをより柔軟に考え社会に発信する姿勢が科学者に求められるのではないか。

(3) 第6回「原発事故と文化財」

講義内容を以下に示す。

①明らかにされていない被爆・被曝と文化財の関係性について

この原発事故では、文化財施設および屋外の文化財なども放射能の影響を受けている。しかし、これまで放射能被害を想定した対応策は全く検討されてこな

かった。早急に文化財施設や文化財の放射能被害の現状把握を行うため、調査手法、移動方法、除染方法等を検討する必要があることを紹介した。

②東日本大震災における文化財レスキューの現状について

福島県での文化財の放射線被害の現状を、写真画像を用いて紹介した。

③博物館美術館等の放射能被害に対するリスクマネジメントについて

放射線への対応マニュアルの作成のため、福島原発事故発生後に起こった問題を総括し検討しなければならない。それは下記の作業を必要とすることを講義した。

1. 文化財の放つ放射線量（自然放射線）を把握する。

文化財そのものの持つ放射線量は、文化財材料からの線量が影響することを説明した。

2. 文化財公開施設内が放つ放射線量（自然放射線）の基準値（バックグラウンドデータ：BG）を把握する。

そもそも文化財資料の除染が必要か？を考えるためにもBGを知ることが重要であることを説明した。日本全国の天然起源放射線量についてはすでに公開されているが、施設の持つBGはその土地のBGに、施設の躯体や内装からの放射線量がプラスされることを考慮しなければならない。

これらを、測定し記録することは、文化財資料に放射能汚染が起こったかどうか判断するために絶対に必要なものである。放射線を発する放射能は、身近な物質にも多少なりとも含まれていることを理解しなければ1.2.の必要性が十分に理解できない。

④福島第一原発事故後の問題

美術作品や文化財資料の海外借入が一時的に困難になった。海外は、日本よりも放射線被害に対する警戒心や関心が非常に高いため、日本からの美術・文化財資料の貸出及び、海外からの美術・文化財資料の借用

の為の持ち込みが断れるケースが生じた。この状況は全く正常なものであるが、日本では③の博物館美術館等の放射能被害に対するリスクマネジメントについて対策等や実績が皆無であったため、被曝していない地域であってもその清浄度を証明することが容易ではなかったことを紹介した。

⑤講義のまとめ

人間は、きっかけがなければ無からものを生み出すことはできない。文化というものは、すべてその瞬間以前になされたものに影響を受けて成り立ってきた。ものに接し影響を受け行動する、その行動がさらに新しい行動を生み出す。このように人によって次々と波及していく現象およびその所産が文化と考えると、文化財とは、受け取り手となる人が、その文化を創造したきっかけを感じとる重要な「もの」になる。

しかし、福島原発事故における広域な放射能汚染によって、日常的な管理が不可能になった文化財はこのまま消滅していく。文化財は、人の営みに影響を与えるものの一つに過ぎないがその影響は大きい。だからこそ人は文化財を守らなければならないし、それを受けて行動することが求められる。この放射能汚染における取り返しのつかない現状は、私達の実質的な生活を壊すだけでなく、人が人である証「文化」の継承を不可能なものにしたことも合わせて考えなければならない。

(4) 講義を終えて

第5回の講義では、放射能や放射線の理解のために科学的な内容が中心となったため、数字や単位等に抵抗がある学生には講義の内容が十分に伝わったとは言えない。しかし、福島原発事故を十分に理解するためには絶対に必要であり、放射能が制御できない以上、知らなければならない事項ばかりである。この件は、現在の教育制度や内容にも関わる問題であるため容易に解決できるものではないが、本講義で引き続き説明していく責任を感じた。

第6回の講義では、原発事故で注目されることが無

かった文化財への、直接または間接的な放射線被害を通して、文化や芸術活動をも無にしてしまう事故の深刻度の高さを学生に伝えられたのではないか。このような人間の尊厳に関わる問題を、学生及び聴講生は当事者意識として少しでも理解してほしい。 [松島]

6 市民社会における責任の論理と福島原発事故

(1) 講義の概要

7回目の授業では以下の内容のレジメを配布し、これをもとに講義をおこなった。

近代市民社会の原理は「自由で対等（＝平等）な人間たちが互いと交わす合意によって社会がいとなまれてゆく」ということです。思想史において社会契約説と呼ばれる考え方です（17世紀のイギリスの哲学者トマス・ホッブズにさかのぼります）。合意形成は全員の参加が基本ですが、社会の規模が大きくなると全員参加がむずかしくなるので、まず、ひとびとを代理して合意形成をおこなうものたちを選び、その代理のものたちが、ひとびとの代わりに合意形成（＝政治）をおこなう、というかたちをとります。これがいわゆる議会制民主主義です。

代理はあくまでも代理でしかありません。したがって、その代理のものたちが、そのものたちを選んだひとびとの意向にそわないことをしたならば、代理のものたちは代理としてのつとめを果たしてしないことになり、ひとびとの代理として選ばれることはなくなります。それなので、代理のものたちがどのような合意形成をおこなうかは、どのようなものたちが代理として選ばれるかにかかっていることになります。したがって、合意形成（＝政治）にかかわる最終的な責任は、代理のものたちを選んだひとびとにあるのであり、そのひとびとが責任をとる他ないし、他の誰もとってくれない、というのが、民主主義社会における責任の論理です。

さて。原発建設は国策でした。つまり、ひとびとが選んだ代理が決めたことなのであり、それだから、

その原発がおこした事故の最終責任は、そうしたものを代理として選んだひとびとにあることになりま
す。が、私たちは、「原発事故の責任は、原発建設を
推進するものたちを代理として選んだオマエたちにあ
るのだ」と言われると、とまどわないわけにゆきませ
ん。それは、ひとつの国策が国策として強力に推進さ
れるとき、「自由で対等な人間たちが互いと合意を交
わす」ということが、むずかしくなる、という現実が
あるからです。国策によって誰もかれもがひとつの方
向へと強力に誘導され、異議をとなえるものは排除さ
れ、ときには重要な情報もコントロール（＝歪曲・隠
蔽）され、その結果、自由に話し合ったり、考えたり
する余地がなくなる、という現実です。こうして、いっ
たん代理として選ばれたものたちが、そのものたちを
選んだはずのひとびとを逆にコントロールするとい
うことが生じてくるのです。権力によって権力が再生産
されてゆくという構造です。

国策としての原発におけるそうした構造を見ておき
たいと思います。資料1を見ると、国をなかだちとし
ながら巨大なマネーが流れていることがわかります
（大学にも「研究費」として大量のマネーが流れてき
ます）。原発建設が国策であるということは何よりも
あからさまに物語ってくれるのが、その巨大なマネー
の流れなのですが、むしろ、原発はそうした巨大なマ
ネーの流れをつくりだすための装置であり、そのため
に存在する、と言うこともできます。原発を国策とし
てきたものたちは、その巨大な原発マネーをコント
ロールするものとなることを望んだものたち（わかり
やすく言うと、原発利権にあずかろうとしたものたち）
であったのであり、原発建設に賛成していったひとび
ととは、彼らがつくりだした巨大な原発マネーの流れ
（のはなつ魅力）にのみこまれていったひとびとだっ
た、と言っていいのかもしれませんが。権力による権力
の再生産は、原発によって巨大なマネーが循環する構
造の再生産だったのです。

8回目の授業では以下の内容のレジメを配布し、こ
れをもとに講義をおこなった。

前回は、国が循環させている巨大な原発マネーのよ
うすを見ました。が、ひとびとを原発に引き寄せてい
る（あえて言えば）魅力は、国が循環させるマネーだ
けではありません。原発をもつ電力会社が「広告費」「販
売促進費」としてバラまくお金も原発のおおきな魅力
となっています。原発はマスコミにとっても、巨大な
お金の流れをつくりだしてくれる装置なのです。その
お金によってマスコミはみずから原発推進の広告の場
となりました。マスコミに登場する多くのタレントた
ちも、そのお金によって原発の広告塔として買われま
した。原発推進の広告や記事がマスコミにあふれるだ
けでなく、原発推進にとって都合のわるい事実や意見
を載せることをマスコミは避けようとしています。広告主
の意向にそわない記事は載せにくいのです。資料2を
見ると、どれほどのお金がマスコミに流れてきたかが
わかります（ちなみに、そうした「広告費」「販売促
進費」も電力会社の「経費」として電気料金に加算さ
れるしくみになっています）。

電力会社からマスコミに流れるお金によって、「ひ
とびとの代理として選ばれたものたちが、そのものた
ちを選んだはずのひとびとを逆にコントロールする」
という構造が補完され、完成します。それは、「自由
で対等（＝平等）な人間たちが互いと交わす合意によ
って社会がいとなまれてゆく」という近代市民社会の原
理の否定であり、そこでは民主主義は、国が決めたこ
とを承認するためのただのセレモニーでしかなくなり
ます。それは、民主主義社会の典型的な崩れ方でもあ
るのですが、少なくとも原発をめぐるのは、ニホンの
社会の民主主義は事故のはるか以前から完全に死んだ
状態でした（今もなお生き返ってはいないかもしれま
せんが…）。事故をきっかけに「原子力村」というこ
とばが生まれましたが、実はニホン社会全体が「原子
力村」だったのです。

民主主義社会が民主主義社会であるためには、国家
権力のトップにあるものたちが「ひとびとの代理とし
て選ばれたものたちが、そのものたちを選んだはずの
ひとびとを逆にコントロールする」という構造をつく

りだそうとしていないか、ということをつねに警戒しなければなりません。そのために大切なのが、国家の政策に異議をとなえるものたちに、つねに発言の場を保障するということであり、そこでくりひろげられる議論につねに関心を持ち、そしてつねにその議論に参加しようとするということなのです。その他に、民主主義社会が「ひとびとの代理として選ばれたひとたちが、そのひとたちを選んだはずのひとびとを逆にコントロールする」という構造におちいらないための方法はありません。「議論はいい。それよりカネだ」とか「国が決めたことだから」とか「むずかしくてよくわからないし」と言ったとたんに民主主義は終わり、私たちは、民主主義社会を生きる「自由で対等（＝平等）な人間」であることをやめます。そして、権力をにぎるものたちによって、彼らがにぎる権力のために飼われる存在となります。

授業時間の残りをつかって、放射能汚染食品の流通をめぐる問題をとりあげることにします。資料3です。大切なのは、問題の本質が、放射能汚染された食品を流通させている業者が存在することではなく、国が安全基準をあまいにし、危険管理をルーズにしていることだ、ということです。実はそこに存在するのも、「原発の存続のためにも、事故による被害を可能な限り過小評価したい。放射能はそれほど危険なものではないと思わせたい。あわせて、事故にたいする国家の責任をできるだけ小さくして、補償などにできるだけお金をかけないようにしたい」という国家の意思なのです。

(2) 学生の反応

成績評価は、レポート（授業を聴いて考えたことを800字くらいにまとめる）をもとにおこなった。レポートからは、受講生が講義内容をおおむね理解できたことがわかったが、同時に、多数の学生が「国家の中立性」「マスコミの中立性」を疑ったことがなかったことがうかがえた。「国家の中立性」「マスコミの中立性」こそは国家やマスコミがみずからの利害のためにまとうマボロシにほかならないし、原発問題を考えるためには、そうした「国家の中立性」「マスコミの中立性」

を疑うことは絶対に欠かせない。もちろん、「国家の中立性」「マスコミの中立性」を疑うことは、原発問題に限らず、私たちが、社会がかかえるどのような問題を考えるさいにも欠かせないこととしてある。その意味では、原発問題は、学生にとって「国家の中立性」「マスコミの中立性」はつねに疑うべきものとしてあることを考えるためのヴィヴィッドな「教材」としてあるとも言えるし、メディア・リテラシーをやしなうための最高の「教材」とも言える。〔原崎〕

【参考文献】

資料1 『週間ダイヤモンド』第99巻20号（2011年5月21日発行）から「原発・日本を動かす巨大装置」。

資料2 『別冊宝島「原発の深い闇」』（2011年8月14日発行）から「Part2 御用メディアと文化人の罪」。

資料3 前掲『別冊宝島「原発の深い闇」』から「Part1 隠される放射能汚染」、『別冊宝島「原発の深い闇2」』（2011年11月15日発行）から「Part1 汚染隠しの深い闇」。

7 原発と倫理

講義で扱う論題は以下に記すように5つあった。

- ①原発導入時の倫理問題
- ②原発建設時の倫理問題
- ③原発の管理上の倫理問題
- ④原発事故後の倫理問題
- ⑤原発を含む文明の倫理問題

筆者が担当した2回の講義のうちの第1回目（通算9回目）の講義内容は、そのうちの①と②についての話であった。

(1) 原発導入時の倫理問題をめぐって

まず、①を見ていこう。原発問題を考える上で、「日本国憲法」の前文は重要な言葉に満ちている。講義では、それらを抜粋し簡単なコメントをつけてみた。たとえば、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために……」とあるが、被曝の問題や核廃棄物の問題を

考えるにつけて、果たして本当にそう言えるのか、と思わざるを得ない。放射能による悪影響（たとえば、晩発性の癌を発症させるなど）は現今のわれわれのみならず、遺伝子を傷つけるという点で子孫にまで及ぶし、核廃棄物の処理問題は、未来の人々に深刻な負の遺産を押し付けることになるからである。さらに、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する……」とあるが、本当に国民の声が反映しているのか。政府やその近辺の人々が、国民に対して、大事な情報を隠蔽したり、改竄したりしていないか。国家の行末を判断するのは、一部の人ではなくて、あくまで主権者である国民のはずである。その他、3か所ほど挙げて検討した（内容は、割愛）。いささか「我田引水」めいているかもしれないが、憲法の前文の精神を熟読すれば、「原発」という施設がそれにふさわしいとはとうてい思えないということを強調した。

その次は、有馬哲夫『原発・正力・CIA 機密文書で読む昭和裏面史』（新潮新書、2008年）という新書の内容を検討した¹¹⁾。

日本は民主国家ということになっているが、この本で語られているような話（正力松太郎が総理大臣の椅子を狙って原発を導入した）を聴かされると、まったくもって意気阻喪させられる。結局、一部の有力者の恣意的な意図が、マスコミ操作によって国民の意思とされ、大義名分が出来上がる。そうなるとうね道を転がるようにして、ある種のプロジェクトが展開されていくことになる。もう一国民ではどうしようもないようななかたちで。しかし、間違いはやはり是正されなければならない。どんな権力者であれ、間違いを押し通すことには持続性がないことを知っているはずである。もし、知らないのならば、何度でも警告を発しなければならない。それが民主国家の国民の義務である。それを知りながら事態を看過するとすれば、それは「未

必の故意」につながりかねないと思考する。

(2) 原発建設時の倫理問題をめぐって

次に、②の問題に移った。論点は以下に挙げるように3つあった。最初に取り上げたのは、葉上太郎のルポルタージュである「原発頼みは一炊の夢か——福島県双葉町が陥った財政難」（『世界』2011年1月号）であり、その要点を解説した¹²⁾。

このルポルタージュ（原発建設から、原発依存を経て、一時の経済的な潤いから財政難に陥った後の新しい双葉町の未来について語られている）は、原発事故が起こる2ヶ月前に発表されたものである。実に生々しいのであるが、現在の双葉町の町民は、どんな気持ちでいるのか。今、原発を誘致したことに後悔しているのかどうかを町民に問うことは、とても残酷なことであろう。せめて、双葉町の町民（大熊町も同様）が、たとえどこにおいてであれ、以前の暮らしを取り戻されることを切に望みたい、と訴えた。

次に取り上げたのは、鎌田慧『新版 日本の原発地帯』（岩波書店〔同時代ライブラリー286〕、1996年）Ⅲ章の「原発銀座の沈黙 福島」であり、その要点を解説した¹³⁾。

現在、福島原発について書くことは辛いことである。しかし、原発建設までの経緯、さらにその後の経過を知ると（ただし、推進派にも言い分はあるのだろうが）憤りぐらいいは済まされない感情が湧いてくる。誰にも責任を取れないような（もちろん、国でさえも）事業を推進することの愚を、愚ではないと言いくるめる神経はどうやって養われるのだろうか。「はなはだ疑問である」としか言いようがない。

さらに、同書Ⅱ章の「金権力発電所の周辺 伊方」を検討した¹⁴⁾。伊方原発反対運動の原則とは、a. いかなる政党にも属さない。b. いかなる支援も敵視しない。c. 各自共闘の自主性を尊重する。d. 経費は自前とする……の4項目である。大衆運動の理念が簡潔

¹¹⁾ 高知大学人文学部オンライン学習支援システム・SOULS (System for Online University Learning Support) における筆者のブログ「日日は労働スペシャルX」も併せて参照のこと。

¹²⁾ 同じくSOULSの「日日は労働スペシャルⅡ」も併せて参照のこと。

¹³⁾ 同じくSOULSの「日日は労働スペシャルⅢ」も併せて参照のこと。

¹⁴⁾ 同じくSOULSの「日日は労働スペシャルⅡ」も併せて参照のこと。

に表現されていることを指摘した。

(3) 原発の管理上の倫理問題をめぐって

さて、2回の講義のうちの第2回目（通算10回目）である。内容は、上記の課題のうちの③、④、⑤についての話であった。まず、③の問題を俎上に載せた。具体的には、石橋克彦「原発震災 破滅を避けるために」（『科学』1997年10月号）の主要な論旨を検討した¹⁵⁾。

通産省（1995年当時）〔現 経産省〕は、原発は建設から運転まで十分な地震対策が施されているとして、「活断層の上には作らない」を始めとする7つの項目を挙げている。この項目に対する石橋による検討が続いた後、まさに福島原発事故を予言したような文章に行き着く（内容は、割愛）。ただし、筆者にとって一番ショックだった文章は、「茨城県から兵庫県まで人が住めなくなる」や「ガンが大量に発生する」ではなくて（もちろん、これだけでも十分に恐ろしいのであるが）、むしろ「正常な安全感覚があるならば」という条件文である。この論文は今から16年ほど前に書かれたものであるが、今回の福島の「原発震災」が発生するまでの間、政府、東電、原子力安全・保安院の人々の中に、一人も「正常な安全感覚」の持主がいなかったということが、奇しくも暴露されたというわけである。もちろん、個人として懸念を抱いていた人も大勢いたことであろう。しかし、その声はついに聞き届けられなかった。のみならず、事態を看過した無関心な国民にも責任がある。民主政治にとって「貴方任せ」は許されないからである。石橋は、「原発をめぐる社会的閉塞状況は、破局的敗戦に突き進むほかなかった昭和10年代と酷似しているようにも思える」とも書いているが、筆者もそのことに思い至った。開戦直前、親英米派の海軍参謀の中には、英米蘭と戦争を始めてもまったく勝ち目がないことを進言していた人は数多くいたと言われている。しかし、中国戦線で

戦っていた陸軍はまったく聴く耳をもたなかったようである。本土決戦こそ避けられたものの（ただし、沖縄戦は、一般民衆を巻き込んだ凄惨なものだった）、民族滅亡すらあり得た先の戦争の教訓を活かさない手はない。せめて、福島の原発震災を奇貨として、日本と日本人の進むべき道をしっかり摸索しなければならないだろう。

次いで、元原発従事者（放射線従事者）である平井憲夫のインターネットの記事「原発がどんなものか知ってほしい」を紹介し、その要点を検討した¹⁶⁾。平井憲夫（故人）は、配管のプロの立場から、原発がいかに危ない施設であるかを力説している。あらゆる観点から原発の負の要素を指摘しているが、一番驚いたのは、原発は廃炉・解体することもできず、閉鎖して、監視・管理をする以外に方法はない、という記事である。あとは推して知るべし、素人が管理し、素人が点検しているという事実（平井の指摘）など、吹っ飛ばすような現実である。

(4) 原発事故後の倫理問題をめぐって

次に④の問題に言及した。まず、『高知民報』（2012年1月15日付）「アンテナ」の記事を取り上げ、その要点を検討した¹⁷⁾。

この記事は、文部科学省によって配布された『知っておきたい放射線のこと』という副読本には福島の原発事故が一切触れられておらず、事故一般を過小評価する内容ではないのか、と批判している。

次に、「言葉の問題」に触れた¹⁸⁾。典型例として、「爆発」を「爆発的事象」、「老朽化」を「高経年化」といった風に言い換えることがあるが、これは欺瞞の言葉であると批判した。筆者の印象では、「爆発的事象」など噴飯ものにしか見えない。言い換えれば、これらの言葉を操る人々は、事実を隠蔽して他者を騙すのみならず、自分自身をも誤魔化しているときえ思われる。さらに、心理学用語の「正常性バイアス」と、ネット

¹⁵⁾ 同前。

¹⁶⁾ 同じく SOULS の「日日は労働スペシャルⅢ」も併せて参照のこと。

¹⁷⁾ 同じく SOULS の「日日は労働スペシャルⅧ」も併せて参照のこと。

¹⁸⁾ 安富前掲『幻影からの脱出』を参照のこと。

スラングの「放射脳」を取り上げ、今後とも言説のあたりに注意するよう促した。

(5) 原発を含む文明の倫理問題をめぐって

最後に、⑤の問題を取り上げた。まず、「イゾン（依存）化傾向」について自説を展開した¹⁹⁾。すなわち、現代文明の「依存化傾向」の強さを指摘し、それを是正する道を摸索しなければ、やがてはカタストロフを迎えざるを得ないことを主張した。なお、「イゾン化傾向」とは、もちろん化学用語の「イオン化傾向」をもじった筆者の造語である。

次いで、「ニヒリストの選択」（これだけ悲惨な事故を経験しながら、なお原発を再稼働しようとする一部の人々の選択のことをこう呼んだ）と「巻き添えを食う地球に住まう存在者」に言及した。最後に、広範な海洋汚染を防ぐことのできない悲惨な現実を踏まえて、「地球は人類だけのために存在しているのではない！」というメッセージで本講義を締め括った。

なお、「原発と倫理」のレポートについては、以下の通りである。

課題:SOULS 上の「日日は労働スペシャル」(I-XXIV)、および、テキスト『原発事故と放射能』などを参照しながら、原発をめぐる倫理問題に関して貴君の考えを披瀝しなさい（800字程度）。書式は自由。

多くの学生は、「これまで原発問題については考えたこともなかった」という感想を述べ、「これからは十分に注目すべき問題だと思う」とまとめている。これはほぼ予想通りだが、果たして学生諸君の関心がどこまで持続するかについては、「あまり楽観視できない」というのが筆者の考えである。〔武藤〕

8 原子力と法

(1) 「原子力(発電)と法(その1)―原子力法と原発訴訟」

11回目の講義は、①日本には原子力に関しどのような法が存在しているのか、②これまで原発に関して

どのような訴訟が争われてきたのか、そして③原発訴訟にはどのような問題点があるのか、について解説を行った。

①原子力に関わる法―「第1条」を中心に

この回は、原子力に関する代表的な法令を紹介することから開始した。学生に限らず、原子力に関する法令はあまり知られていないと思われたからである。しかし、受講生には理系の学生も多く、法令の専門的な解釈を行っても理解が難しいことが予想された。そこで、多くの法令の目的規定である第1条などを受講生と一緒に読むことで、各法令がどのような目的でつくられたのかをイメージしてもらうことを狙った。講義で紹介した法令は以下の通りである。

- (ア) 原子力政策の基本方針を定めた法（原子力基本法）
- (イ) 組織に関する法（原子力委員会設置法、原子力規制委員会設置法など）
- (ウ) 安全規制に関する法（原子炉等規制法など）
- (エ) 原子力施設の立地・助成に関する法（電源開発促進税法など、いわゆる「電源三法」）
- (オ) 事故対応・損害賠償に関する法（原子力災害対策特別措置法、原子力損害賠償法など）

例えば（イ）に関しては、事故前は原子力の安全に関する実質的な規制権限を持つ原子力安全・保安院が原発を推進する経産省の下に置かれていたこと、そして、3・11後はその反省を踏まえ、原子力の「利用」（原子力委員会）と「規制」（原子力規制委員会および原子力規制庁）の組織が一応分離されたことを紹介した。

また（ウ）については、原子炉等規制法が燃料の精錬、加工、原子炉の設置、再処理事業、廃棄事業などの事業ごとに担当する行政機関を決め、安全審査を行うことを規定していること、ただし、同法が定めるのはそれらの大まかな枠組みだけであり、現場で使われる具体的なルールは、規制法の下位にある、大量の規則・指針などが定めており、原発訴訟（原発設置の是非などを争う裁判）ではそれらの内容の妥当性、および運用の適切性が主な争点となること、などを紹介した。

¹⁹⁾ 上記 SOULS の「日日は労働スペシャル I」を参照のこと。

②日本の原発訴訟

続いて、日本において起こされてきた約 20 件の原発訴訟のうち、伊方原発（1 号炉）訴訟の最高裁判決（1992 年 10 月 29 日）を紹介した。

伊方訴訟を紹介したのは、これが日本における最初期の原発訴訟であり、なおかつ、本判決が以下のような原発訴訟の基本的な判断枠組みを提示したためである。すなわち、(ア) 安全審査の目的は、原子力災害が万が一にも起こらないようにすること、(イ) 違法性の判断基準は、許可を出した当時ではなく、裁判現在の科学技術水準である、(ウ) 通常の裁判では原告側が立証責任を負うが、原発訴訟では被告側（国や電力会社）が負う、(エ) 審査の対象は基本設計に限定される、(オ) 専門家の意見を基にした、行政の科学的・専門技術的裁量を認める、というものである。

また、これに加え住民側が勝訴した数少ない二つの判決も紹介し（高速増殖炉もんじゅ訴訟の名古屋高裁金沢支部 2003 年 1 月 27 日判決と、志賀原発一号炉訴訟の金沢地裁 2006 年 3 月 24 日判決）、これらを通じて、日本の原発訴訟で住民側が勝訴するのは長い間困難であったことを示した。

③原発訴訟の問題点（一） — 専門家と市民の役割

ここでは原発訴訟について行政法学の論文などを引用し、以下のような問題点を指摘した。日本の原発訴訟においては、裁判所によって政府側専門家の意見が過剰に重視される傾向にある、住民に対する情報公開が不十分である、原発設置手続に際して当事者（地域住民など）の参加が十分に認められていない、などである。

これに対し、ドイツの原発訴訟では住民の安全確保のためには原発設置に関する手続の重要性が憲法から導き出されるなど、日本との差が大きいことを、ドイツ連邦憲法裁判所のミュルハイム・ケルリッヒ原発決定（1979 年 12 月 20 日）などを紹介しながら説明した。

(2) 「原子力(発電)と法(その 2) — 損害賠償、裁判官の自由、デモ」

12 回目の講義では、①・②原発事故の損害賠償の仕組みはどうなっているのか、③・④原発事故の損害賠償の内容、およびその問題点は何か、⑤これからの原発訴訟と裁判所の課題は何か、そして⑥市民が政治に参加する方法（特にデモ行進）、について解説を行った。

①通常の損害賠償の仕組み

まず、交通事故や暴力行為などといった、いわゆる「不法行為」に対する損害賠償責任を規定した民法 709 条の基本的な判断枠組みを紹介した。すなわち、通常は加害者に「故意」（≒わざと）または「過失」（≒不注意）があることが損害賠償の条件であること（過失責任主義）、加害者の責任は被害者側が証明しなければならないこと、などである。

また、公害事件などでは加害者の行為によって各被害者の健康被害が発生したことの証明が困難なため、被害者側の証明責任が緩和されていること、なども説明した。

②原発事故の損害賠償の仕組み

ここでは①を踏まえ、その特別ケースである原発事故の損害賠償の仕組みについて解説を行った。まず、民法に代わって原子力損害賠償法（1961 年）が以下のような基本ルールを定めていることを紹介した。

- (ア) 無過失責任主義（事業者にも過失がなくても損害賠償責任が発生する）
- (イ) 責任の集中（責任は事業者が負い、原子炉メーカーが免責されている）
- (ウ) 免責要件（異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって事故が発生した場合は、事業者は責任を免除される）

続いて福島原発事故に関する賠償資金の供給メカニズムにつき、主として原子力損害賠償支援機構（≒政府）が東電に資金を供給し、東電はそれを損害賠償などに充てていることを紹介し、結果としてこのようなメカニズムが、事故前から東電に出資していた銀行な

どを電気料金と税金で保護する結果となっていることを指摘した。

③賠償内容の決定メカニズム

ここでは個々の被害者への具体的な損害賠償の内容を決定するいくつかの手続を紹介した。まずは原子力損害賠償紛争審査会が損害賠償の指針を策定し、それに沿って当事者間（被害者と東電）で交渉を行う。それでも合意に至らない場合は原子力損害賠償紛争解決センターが間に入って和解の成立を促す。ここで和解が成立しない場合は、東電に対する民事訴訟や政府に対する行政訴訟などの手段がありうる。

④損害賠償の内容と問題点

現在の損害賠償の問題点として、(ア) 全体的に損害賠償額が不十分である点、(イ) 強制避難か自主避難かによって避難費用の賠償の線引きがされている点（後者の場合は当初は全く賠償がなされず、後になってもわずかな金額しか賠償されていない）、(ウ) 国と東電は放射性物質の除染によって帰還を促進することを通じ、賠償の縮小・打切りを目指す姿勢を見せている点、(エ) 被災者向けの仮設住宅の環境が悪く、また、入居できる期間も短い点、などを紹介した。

また、被災者らの声を受け 2012 年に「原発事故子ども・被災者支援法」が制定され、情報提供、選択の保障、健康不安の解消、差別の防止、子どもと妊婦への配慮、支援の継続などが盛り込まれたものの、具体的な内容の実現は進んでおらず、一刻も早く「避難する権利」の保障が求められることを説明した。

⑤原発訴訟の問題点（二）— 裁判所の内部統制と「司法官僚」制

ここでは原発訴訟に関して日本の裁判所が抱えている問題点を、ドイツと比較しながら検討した。とりわけ注目されるのは、日本の裁判所が政府・与党からの圧力に脆弱であるという点である。全国の裁判官の人事を一括して司っているのは最高裁事務総局という部署である。もし政府にとって好ましくない判決を書く

裁判官がいた場合、事務総局は政府からの批判を恐れ、そのような裁判官を人事で昇進や勤務地に関し不利益に扱ってきたとしばしば指摘されてきた。したがって、裁判官が原発のような「国策」に対して批判的な判決を書くことは難しいといわれている。これに対しドイツでは、裁判官の人事権が分散していること、裁判官の労組が複数存在していることなどから「裁判官の独立」が強く保障されてきた。この点では日本の裁判所の人事制度に改善が求められる。

⑥市民の政治参加に関する法的問題

最後に、市民が原発政策も含めた政治的意思決定に参加する方法に関し、デモ行進に注目して検討した。日本ではデモに対し厳格な法的規制が存在し、裁判所も安易にそれを追認してきた。これに対しドイツでは、かなり大規模なデモであっても可能な限りその実施を認め、その背後には「意見表明の自由は、人の人格の最も直接的な表現であり、自由で民主的な国家秩序を構成するおよそ最も主要な人権の一つ」として評価する裁判所の憲法観が存在することを指摘した（ドイツ連邦憲法裁判所のブロックドルフ決定〔1985年5月14日〕）。

〈学生の反応〉

成績評価は2回の授業を通じて「最も重要だと思ったところ」と「よくわからなかったところ、もしくは、疑問に思ったところ」を各400字以上書くレポートによって行った。感想の多くは「原子力の法的問題について初めて知った」というものであり、これは概ね想定通りであった。学生に限らず、一般的に原子力に関する法令などの問題点はあまり知られていないと予想される。その意味で、今回の講義は「原子力法入門」としての意義があったものと思われる（また、同時に筆者にとっても原子力法を勉強する貴重な機会となった）。ただし、今まで法学を学習してこなかった受講生にとっては、いささか用語や概念が難しかったかもしれない。今後はもう少し内容を絞り、一つ一つの内容に時間をかけた方が望ましいと思われる。〔岡田〕

【参考文献】

海渡雄一『原発訴訟』（岩波新書、2011年）

河崎健一郎ほか『避難する権利、それぞれの選択』（岩波ブックレット、2012年）

除本理史『原発賠償を問う』（岩波ブックレット、2013年）

磯村健太郎・山口栄二『原発と裁判官』（朝日新聞出版、2013年）

9 原発と地域経済

この回では、福島原発事故問題を経済学の視点から紹介した。経済学の視点から原発を捉える際には、発電コストやエネルギー効率性、事故の損害賠償といったエネルギー産業としての原発の経済性が議論の中心になることが多い。だが、本講義では、その点についてはひとまず置き²⁰⁾、「原発と地域経済」を軸に、住民の暮らしや地域に焦点を当てることにした。その理由は、講義タイトル「福島原発事故を考える」が示すように、「福島」の視点を重視したからである。電力消費地＝東京（首都圏）ではなく、東北地方＝福島になぜ東京電力の原発が立地し、被害に遭遇したのか。こうした受益と受苦の地域構造を認識してもらうとともに、「原発が立地すれば過疎地域は豊かになる」といった誤解を解きながら、原発地域の問題を当事者として考えてもらうことを主な狙いとしたのである。

当日は、次のような構成で話を進めた²¹⁾。まず、福島原発事故の被害状況と原発再稼働・海外輸出を目論む政府の姿勢との落差を紹介し、「原発事故は終わっていない」ことを再確認した上で、原発が過疎地域に集中する背景とプロセスを紹介した。具体的には、米国の原子力支援政策と日本政府の受け皿作りを背景に原子力産業が形成されたこと、福島県浜通りでの立地

をはじめ原発が全国に展開したこと、それと並行して立地をめぐる社会紛争が続発したこと、「解決策」として電源三法が「迷惑料」という形で導入されたことを説明した。

では、原発は地域にどのような影響をもたらしたのか。次に、立地地域での具体的検証結果を、図表を交えつつ以下の5点に沿って説明した。①低い経済効果。原発は県外発注が中心で地元投下率も低いために経済効果は相当低く、定住人口の増加ももたらさなかった。②原発労働の差別性。電力会社社員と協力企業社員の二極構造が原発労働の特徴であり、ピラミッド型構造ゆえにピンハネと差別的労働環境が蔓延している。③歪んだ産業構造。建設・飲食サービスを除けば、原発との産業連関は皆無であり、農林漁業は衰退の一途を辿った。④原発依存の限界。依存度が高いほど地域は原発に翻弄され、所得面では地元歩留まり率が僅少ゆえに域外流出が常態化している。⑤地域社会の荒廃。原発立地による貨幣経済の浸透によって労働・生活観が変質し、地域共同体の解体をもたらした。

このような検証結果を踏まえ、原発によって地域は豊かになるという「原発神話」は虚構であること、貨幣主義的価値観へと地域社会が変質・荒廃していくこと、環境的・経済的持続不可能性を最後に述べた。そして、原発に頼らない地域経済社会の構築に向けて、地域産業の再評価・地域内経済循環の構築と、電力の生産－消費関係の可視化を目指した消費者側からの支援の必要性を提起した。

以上の内容を受けて、受講者からは、以下のようなコメントが寄せられた。最も多かった感想が、「原発神話」の実像に対する驚きである。「今回の講義を受けるまで、原発による国民へのメリットは『地方に交付金が入ってきて、経済効果も上がる』くらいだと思っ

²⁰⁾ これについては、大島堅一『原発のコスト——エネルギー転換への視点——』（岩波新書、2011年）等を参照のこと。

²¹⁾ 講義で用いた主な文献は、以下の通りである。岡田知弘・川瀬光義・にいがた自治体研究所編『原発に依存しない地域づくりへの展望』（自治体研究社、2013年）、清水修二『原発になお地域の未来を託せるか——福島原発事故 利益誘導システムの破綻と地域再生への道——』（自治体研究社、2011年）、海渡雄一『原発訴訟』（岩波新書、2011年）、島田正彦「若狭湾・沿岸漁村と原子力発電所」（西川大二郎ほか編『日本列島3 農山漁村そ

の現実』（勁草書房、1975年）所収）、堀江邦夫『原発ジブシー——被曝下請け労働者の記録——』（現代書館、1979年〈増補改訂版、2011年〉）。その他、授業では以下の資料も活用した。総務省『住民基本台帳人口移動報告平成24年度結果』（2013年）、復興庁『復興の現状と取り組み』（2013年5月28日）、同『福島県における震災関連死防止のための検討報告』（2013年3月）、JC ネット（<http://n-seikei.jp/2011/03/post-2444.html>）、日本原子力産業協会（http://www.jaif.or.jp/ja/nuclear_world/data/f0301.html）。

ていたが、それさえも虚構であることには驚いた」(理学部2年生)、「大きなリスクを背負いながら原発を稼働させられている地域にとどまっている所得があまりにも少なすぎることに私は驚いた」(理学部3年生)というのが代表的な意見である。「原発を作らせてあげたことで、地元住民の生活は大きく変わった。しかし、彼らが大きな代償を払って得たものとは、一体なんだったのだろうか」(人文学部4年生)と、ハイリスク・ローリターンな原発が地域にもたらした大きな矛盾を鋭く感じ取ってくれたようである。

また、自分自身に引き付けた感想も、多く見られた。「私の地元のそばには原発があります。だから私は原発があって当たり前、むしろ原発の恩恵を受けて生活してきていると思っていました…今日の授業を聞いた印象は、最初に与えるお金を撒き餌にしてその地域を衰退させていく魔物だということです」(理学部3年生)、「私は愛媛県出身で伊方原発にも行ったことがあり、実際そこで作られた電気で生活もしているため、原子力発電所を身近に感じている…福島原発事故の発生、そしてこの講義を受講し始めてからは原発、特に伊方原発について無関心であることに罪悪感でいっぱいになった」(理学部3年生)等、出身地の原発の存在を意識した意見が多く出されたのも印象的であった。

さらに、次のような意見も紹介しておこう。「授業を取り始めてから、私は家族とよく原発について話をするようになった。最初は原発推進派であった父と母も、私の話を聞いて反原発派に傾き始めたが、原子力発電所をなくしてしまったら電気料金が高くなり国民は生活できなくなり経済が破綻するのではないか、ということと言われると具体的な反論ができなくなり、いつもそこで話が途切れてしまっていた。しかし、今回の岩佐先生の授業を聞いて…原発が建設され、稼働しているからといって、その地域へ利益がもたらされることはなく、原発で得た利益は東京にある本部へと流れて行ってしま…ほとんどの国民はこの仕組みに気づくことなく今まで生活していたのだ」(人文学部3年生)、「電力を使っている以上、被災者の人たちにあって自分たちは加害者であるという認識を持てば、

電気の使い方や節電方法、さらには社会に求める過度なサービスへの考え方なども変わっていくと思います」(教育学部3年生)。これらの意見は、この授業が他者との議論や認識・行動の深化へとつながる一つの表れとして捉えられるのではないだろうか。

以上のように、これまでの一連の授業を経て、今回の経済学的視点を加味することによって、学生自身の原発問題への認識の深化と当事者意識の喚起等、一定の成果をもたらしたといえる。こうした問題意識の深化を社会的な実践へと展開していく場をいかに提供していけるかが、今後の課題であるといえる。〔岩佐〕

10 ドイツ脱原発の背景

(1) 講義の主旨と構成

本講では、日本とは異なる社会で、核発電がどのように論じられてきたかを、具体的な他者の理解という視点から検討する。ドイツ連邦共和国が、原発廃止を前提に再生可能エネルギーを中心とした政策を推進することは、同じく敗戦国であり経済的にアメリカの優等生とされる日本国との対比で興味深い。日常コミュニケーションから、中央政府の政策決定という高度に制度的なレベルまで、我々とは異なる社会で行われてきた(ている)事象を点描しながら、また人々の交流様式(つき合い方)の特性にも注目して、我々の社会を他者の目で見ることをも目指す。

まず具体的な他者の理解つまり「ドイツは脱原発を決めた」という言明をリアルに理解するための諸条件を提示する。そのために、ラートカウの叙述によって歴史的背景を概観し、2011年の「倫理委員会」の提言に至る経緯を確認する。次に社会生活に焦点を当て、ドイツ人や一般にヨーロッパ人の生活における中間領域の意義、そこに見られる言語行動の特性を紹介し、著名な事例として再生可能エネルギーの自給を目指す市民活動を記録映画『シェーナウの想い』(2008年ドイツ)に見る。市民(住民)の責務と他者の眼差しに映る自己の像を検討する。

(2) 歴史的背景に関して

1961年に商用原子炉が送電を開始したドイツでは、日本と同じくアメリカから原発技術が移入された。1960年代末に至るまで、日本と同じく核兵器には反対でも「平和利用」には賛成というのが一般的な論調で、いわゆる「左派」もこの点では類似していた。その後アメリカからの詳細な情報の伝達・拡散と議論による学習過程を経て、核発電技術に対する疑念が高まり、反対・対抗の運動が形成された。

反対運動の初期の事例としては、ヴェアガッセン訴訟がある（1972年）。結果的には敗訴だったが、判決は経済性に対する安全性の優位を強調した。さらに、バーデン地方ヴェールの原発建設計画を中止させた事例がある（1975年）。これは都市民、学生・研究者、農業者の連帯による成果で、後に「環境首都フライブルク」の形成へと至る。その後運動はゴアレーベン核燃再処理工場計画を破棄させる成果を収めた（廃棄物中間貯蔵計画は残る：1979年）。ここで核問題と環境問題が出会い、今日に至る反原発運動の形が成立した。関連のシンポジウム開催に際して10万人以上が抗議デモをした。この時期の国政レベルでの達成は、スリーマイル島原発事故を受けて、国会の「未来の核エネルギー政策」調査委員会が、複数の政策上の選択肢を考慮し（＝核に限定しない）、過酷事故の可能性を過小評価しない旨を合意したことにある。

1980年代は問題の拡散と再集結で特徴づけられる。当初軍事用核と民生用核との直接の関連から平和運動と結びついていた運動（「緑の党」の成立にも関わる）は、ソ連のペレストロイカなど情勢の変化によりその関連性を見失うことになる。一方で顕在化しつつあった環境問題（森林の枯死、温暖化、遺伝子操作）が誕生したばかりの環境政党「緑の党」の課題となる。連邦議会への進出は1983年、1985年にはヘッセン州政府でSPD（ドイツ社民党）と連立し、ヨシユカ・フィッシャーが環境大臣となった。

この時期の最大の反対闘争はバイエルン州ヴァッカーズドルフ核燃再処理工場をめぐるもので（1985年）、数万人のデモが86年から翌年にかけて繰り返さ

れた。放水、催涙ガス、ゴム弾の投入など過剰な警備は全国的な批判を浴びた。これはさらに反対の結集を促し、当初定型的な見方をしていたマスメディアもいち早く実情の理解にもとづく報道に努力した。88年には公聴会への異議申し立てが80万件に登り、89年に計画は破棄された。この間のチェルノブイリ原発事故（1986年）の衝撃は大きく、反原発の新たなうねりを結果した。専門家、研究者、市民による非営利団体の創設が相次ぎ「放射線防護協会」など情報・研究機関や様々な地域でのチェルノブイリ救援活動が組織され現在に至っている。

1990年代は、ドイツ統一、東欧自由化の潮流、米国内極体制などの変動により、「緑の党」は一時低迷するが、フィッシャーの主導で現実路線に転換し、環境政党が歴史上初めて連邦政府に参加することになった（SPDとの連立：1998年）。フィッシャーは副首相・外務大臣、トリッティンは環境・自然保護・原子炉安全相となり、2000年以降脱原発の政策決定（2000-02年）に参加した。ただし関連の法規は、核発電廃止の期日が不確定などの欠落があり、その後の政権交代により保守中道連立政権（メルケル首相）は、再生可能エネルギーの促進を謳う一方、原発運転の延長をも画策した（2009年）。

全体としてドイツにおける反原発運動の特性は、運動自体の内的構造ではなく、市民の抗議・メディア・政治・行政・司法・研究の相互作用から説明されるという点で、それを欠くフランスや日本と異なる。原子力に関するドイツの懐疑には合理的な根拠がある。核技術にリスクがあることは意識的に知ろうとすれば最初から分かっていた。ジャーマン・アングスト（ドイツ的不安）を揶揄することは歴史に対する無知である。最初にあったのはパニック的不安ではなく情報である（以上ラートカウによる。）

(3) 「倫理委員会」の提言

2011年3月11日以降の東北大地震と東電福島第一原発の事故の後、メルケル指揮下の連邦政府はきわめて素早く政策の抜本的な見直しを行った（4ヶ月で新

政策確定)。その過程で安全検証を諮問された原子炉安全委員会の答申はほぼ無視され、別に設置された「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」の答申が政策決定に採用された。

報告書『ドイツのエネルギー転換 未来のための共同事業』には、提言の中核（第1章）として、(i) エネルギー転換への対策によって、10年以内に原子力利用から離脱すること、(ii) 社会には、この目標と必要な対策に取り組む義務があること、(iii) 明確な目標と期限設定は計画策定や投資の決断を下すための必須の前提であること、が明言されている。さらに、それを根拠づける「倫理的立場」（第4章）の核心は以下の通り。(i) 「持続可能性」と「責任」とがエネルギー供給と原子力に関する倫理的な価値評価の鍵である。(ii) 原子力利用、その終結、他の生産形態への切り替え等に関する決定は、すべて社会による価値決定に基づく。これは技術的あるいは経済的な観点よりも先行する。(iii) 持続可能性を理念とする。社会的均衡（公正）と経済的効率だけでなく、生態学的な配慮という目標も重要である。(iv) 後の世代に対する責任を果たす。これは、エネルギーの確保、長期的もしくは無期限のリスクと負担の公平な分配、これらと結びついた行為の諸結果にまで及ぶ（核発電を続けることは倫理的に不可である）。

(4) ドイツ（語圏）の社会生活

ドイツ（ヨーロッパ）の日常生活において「中間領域」の有する意義の理解が不可欠である。社会の構成について、家族関連<任意の交流世界（愛好会等）<特定目的の自発的の市民団体<より大規模の（半）公的組織<財団、教団、企業、地域行政機構<国家機構等々、といった像が可能である。その中で中間領域の意義は、職場と家庭のほかに生きる場所があるかということに関わる。これは仲間主義とでも呼べるもので、ローカルな交流世界を形成する。かの社会が全て「個人主義」で成り立つというのは幻想である。これは、ドイツ語圏では、フェライン（Verein：協会）に顕在化する。自発・自治・無償を原理とする団体は、全体社会のコ

ミュニケーション循環における重要な結び目となる。「登録協会」はいわゆる NPO であり、ドイツ（人口 8 千万人強）で約 60 万、日本で約 4 万（2012 年）である。ドイツでは無償の社会活動に 14 歳以上の 2340 万人が参加し、GDP の数%（2 兆円以上）にあたる寄与を行っている（2004 年）。

都市の理解にも差異が見られる。それは人口に拘わらず一定の質と量で、政治的、経済的、社会文化的機能を果たす。歴史的な来歴が明確であり、交流世界のネットワークが多重である。そのための施設（集会場、酒場など）も重要で、発生の仕組みが日本と異質である。全体として社会のコミュニケーション循環に規模・レベルを問わず貢献する。日本では人口と資本の集積量が重要で、生産・流通・消費・廃棄に関わる制度・施設を除いたら何が残るか疑問である。商業施設しか行き場所がないという悲惨は、近代（現代）化過程の欠損である。中間領域の伝承された形式は破壊され、新たな方策は未発達である。

言語行動の特性はヨーロッパ言語圏に共通するが、度合いに濃淡もある。重要な原則は競合的協調、つまり差異を前提にする協調であり、合わせないことで協力する。「意見が相違するという楽しみ」が称揚され、オリジナリティの原則（同じ事は言わない）が貫徹する。この意味でよき社員とは批判的な協力者のことでありイエスマンではない。これは統合的協調、一致を前提にする協調様式が優勢な日本語社会とは異質である。論弁（議論）のたしなみが問われる。論弁という行為は、意見の相違点を明確化し一命題の可否で表現するよう協力することである。論弁・議論は、想定的あるいは実質的な差異を必須の前提とする。議論は参加者を拘束することで相互行為の密度と共有性を高める。議論には「仁義」があり、「無敵の論点で相手を倒す」ことは論外である。

以上の社会的な特質は映画『シェーナウの想い』にも明瞭に描かれている。人口 2 千余の都市（1809 年都市権認定）には、登録協会が 42 あり、住民 55 人に 1 の割合をなす。再生可能電源が供給の 99% を占め、全国に 13 万以上の顧客（個人・事業所）を有するシェー

ナウ電力会社の起源は、「原子力なしの未来を求める親の会」等の登録協会や「電力・暖房シェーナウ」といった協同組合である。映画では、エネルギーの自治を目指す市民達の努力が、他の市民との対話、仲間内での議論、誓願と投票といった場面を通じて描かれる。とくに印象的なのは、食事を共にし、ワインやビールを飲みながら議論する人々の姿、そして投票で「負け」たはずの大手電力会社側の弁護士が、この間の展開を「よかった」と率直に評価する場面である。

講義を聴いて考えたことをレポートとして提出させた。欧州の電力事情について不正確で古い記事を引用するなど、メディア（リテラシー）に問題がある事例が散見した。〔丸井〕

【文献】

シュラーズ、ミランダ『ドイツは脱原発を選んだ』（岩波書店、2011年）

広瀬隆・橋口穰二『ドイツの森番たち』（集英社、1994年）

丸井一郎『言語相互行為の理論のために「当たり前」の分析』（三元社、2006年）

ラートカウ、ヨアヒム（海老根・森田訳）『ドイツ反原発運動小史』（みすず書房、2012年）

Ⅲ 講義を終えて

あらためて講義の全体をふりかえりながら、本講義の意義を考えてみたいと思う。

本講義は、教員にとっても学生にとっても、何よりも、福島原発事故という、この上なくリアルな現実に向き合うことを強いられる講義であった。福島原発事故は、アカデミズムの世界に閉じこもることを私たちに許さない（アカデミズムの世界に閉じこもることは、むしろ、そうしたリアルな現実を無視することによってである）。が、福島原発事故は、大学における教育や研究において扱われるべき「ひとつの事例」であるのではない。そう考えたときに、福島原発事故の意味をおとしめることになる。福島原発事故という、このうえなく差し迫った現実について、何を語ること

ができるか、できないか、ということによって、逆に、大学における教育や研究のもつ価値が量られるのである。現実には、教育や研究によって扱われるために存在しているのではない。教育や研究は、現実に向かうためのひとつの方法として存在しているのだ。福島原発事故は、大学における教育や研究のレゾン・デートル（存在理由）を問う歴史的出来事なのである。

さらに、本講義は、やはり教員にとっても学生にとっても、腹を据えることを求められる授業となった。福島原発事故は、私たちが生きる社会のありかたを根底から揺るがす巨大な出来事であり、社会のありかただけでなく、私たちひとりひとりひとりの生きかたにも深い葛藤をひきおこすことになった。したがって、福島原発事故について考えようとするとき、私たちひとりひとりがどのように生きるか、生きるべきか、という問への答えが過酷に迫られるのである。「どうしたらいいかわからない」ということが許されないのだ。許してくれないのだ。そして私たちは、自分が出した回答に責任をもたなければならない。自分が出した回答だからだ。講義を担当する教員は、自分が話したことについて、講義を聴く学生は、講義を聴いて考えたことについて、責任を取らなければならない。本講義の全体をおおっていた切迫感は、そうしたものであった。

また、本講義は、教員にとっても学生にとっても、それぞれの専門領域において完結することが許されない授業でもあった。巨大な事件はいずれもそうだが、私たちの存在の全体にかかわることとしておきる。事件が巨大であればあるほど、専門領域で完結してくれないのだ。そのため本講義も、教員にとっても学生にとっても、超学際的なものとなることになった。その点で残念だったのは、担当教員の全員が、多忙等のため、かならずしもすべての講義に参加できなかったことである。本講義は来年度（2014年度）以降の開講が担当教員によって検討されているところだが、講義内容のさらなる充実のためには、担当教員の全員がすべての講義に参加し、それをおして学際的な対話をおこなえるようにすることが、課題となると思われる。

なお、本講義の成績評価は、担当者ごとに「授業を聞いて考えたこと」をテーマのレポート（800字程度）の提出を求め、それをもとにおこなわれた。ほぼ隔週で800字レポートの提出を求められるわけであり、受講生にとっては、それほどハードルが低い講義ではなかったと思われる。にもかかわらず、188名の受講生のうち、119名が「完走」し、単位を取ることができた。学生にとっても、刺激的でモチベーションをたもちやすい講義であったと思われる。 [原崎]